

訪問看護費			単位数		
指定訪問看護ステーション	20分未満		314単位		
	30分未満		471単位		
	30分以上1時間未満		823単位		
	1時間以上1時間30分未満		1,128単位		
	理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の場合		294単位(1日に2回を超えて実施する場合は90/100)		
病院又は診療所	20分未満		266単位		
	30分未満		399単位		
	30分以上1時間未満		574単位		
	1時間以上1時間30分未満		844単位		
定期巡回・随時対応訪問看護と連携			1月につき2,961単位		
注・加算・減算①		単位数	注・加算・減算②		単位数
准看護師の場合	指定訪問看護ステーション	×90/100	専門管理加算(緩和ケア、褥瘡ケア又は人工肛門ケア及び人工膀胱ケアに係る専門の研修を受けた看護師が計画的な管理を行った場合)	1月につき+250単位	
	病院又は診療所	×90/100			
	定期巡回・随時対応訪問看護と連携	准看護師による訪問が1回でもある場合×98/100			
高齢者虐待防止措置未実施減算		-1/100	専門管理加算(特定行為研修を修了した看護師が計画的な管理を行った場合)		1月につき+250単位
業務継続計画未策定減算		-1/100	ターミナルケア加算 死亡日及び死亡日前14日以内に2日以上ターミナルケアを行った場合+2500単位		
夜間又は早朝の場合		+25/100			
深夜の場合		+50/100			
複数名訪問加算(Ⅰ)	30分未満の場合	+254単位	逸隔死亡診断補助加算		
	30分以上の場合	+402単位			
複数名訪問加算(Ⅱ)	30分未満の場合	+201単位	医療保険の訪問看護が必要であるものとして主治医が発行する		
	30分以上の場合	+317単位	訪問看護指示の文書の訪問看護指示期間の日数につき減算		
1時間30分以上の訪問看護を行う場合	指定訪問看護ステーション	+300単位	理学療法士・作業療法士・言語聴覚士の訪問回数が看護職員の訪問回数を超えている場合又は特定の加算を算定していない場合		
	病院又は診療所	+300単位			
要介護5の者の場合(定期巡回・随時対応訪問看護と連携)		+800単位	初回加算(Ⅰ)		1月につき+350単位
事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	×90/100		初回加算(Ⅱ)		1月につき+300単位
			退院時共同指導加算		1回につき+600単位
事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合		×85/100	看護・介護職員連携強化加算		1月につき+250単位
特別地域訪問看護加算			0.15	看護体制強化加算(Ⅰ)	1月につき+550単位
中山間地域等における小規模事業所加算			0.1	看護体制強化加算(Ⅱ)	1月につき+200単位
中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算			0.05	口腔連携強化加算	1回につき+50単位
緊急時訪問看護加算(Ⅰ)	指定訪問看護ステーション	1月につき+600単位	サービス提供体制強化加算(Ⅰ)		指定訪問看護ステーション及び病院又は診療所 1回につき+6単位
	病院又は診療所	1月につき+325単位			
緊急時訪問看護加算(Ⅱ)	指定訪問看護ステーション	1月につき+574単位	定期巡回・随時対応訪問看護と連携		
	病院又は診療所	1月につき+315単位			
特別管理加算(Ⅰ)		1月につき+500単位	サービス提供体制強化加算(Ⅱ)		指定訪問看護ステーション及び病院又は診療所 1回につき+3単位
特別管理加算(Ⅱ)		1月につき+250単位			
					定期巡回・随時対応訪問看護と連携 1月につき+25単位

介護予防訪問看護費			単位数		
指定介護予防訪問看護ステーション	20分未満		303単位		
	30分未満		451単位		
	30分以上1時間未満		794単位		
	1時間以上1時間30分未満		1,090単位		
	理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の場合		284単位(1日に2回を超えて実施する場合は50/100)		
病院又は診療所	20分未満		256単位		
	30分未満		382単位		
	30分以上1時間未満		553単位		
	1時間以上1時間30分未満		814単位		
注・加算・減算①		単位数	注・加算・減算②		単位数
准看護師の場合		×90/100	特別管理加算(Ⅰ)		1月につき+500単位
高齢者虐待防止措置未実施減算		-1/100	特別管理加算(Ⅱ)		1月につき+250単位
業務継続計画未策定減算		-1/100	専門管理加算(緩和ケア、褥瘡ケア又は人工肛門ケア及び人工膀胱ケアに係る専門の研修を受けた看護師が計画的な管理を行った場合)		
夜間又は早朝の場合		+25/100	専門管理加算(特定行為研修を修了した看護師が計画的な管理を行った場合)		
深夜の場合		+50/100			
複数名訪問加算(Ⅰ)	30分未満の場合	+254単位	1月につき+250単位		
	30分以上の場合	+402単位			
複数名訪問加算(Ⅱ)	30分未満の場合	+201単位	理学療法士・作業療法士・言語聴覚士の訪問回数が看護職員の訪問回数を超えている場合又は特定の加算を算定していない場合		
	30分以上の場合	+317単位			
1時間30分以上の介護予防訪問看護を行う場合		+300単位			
事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合		×90/100	利用を開始した日の属する月から起算して12月を超えた期間に介護予防訪問看護を行った場合		1回につき-5単位(上記の減算【※-8単位】を算定している場合は-15単位)
事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合		×85/100			
特別地域介護予防訪問看護加算		+15/100	初回加算(Ⅰ)		1月につき+350単位
中山間地域等における小規模事業所加算		+10/100	初回加算(Ⅱ)		1月につき+300単位
中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算		+5/100	退院時共同指導加算		1回につき+600単位
緊急時訪問看護加算(Ⅰ)	指定訪問看護ステーション	1月につき+600単位	看護体制強化加算		1月につき+100単位
	病院又は診療所	1月につき+325単位	口腔連携強化加算		1回につき+50単位
			サービス提供体制強化加算(Ⅰ)		1回につき+6単位
緊急時訪問看護加算(Ⅱ)	指定訪問看護ステーション	1月につき+574単位	サービス提供体制強化加算(Ⅱ)		1回につき+3単位
	病院又は診療所	1月につき+315単位			